

窓口の時間延長と

臨時開設を行います

時間延長

3月28日(木)、29日(金)、
4月1日(月)

午後5時15分～午後6時

臨時開設

3月31日(日)
午前8時30分～午後4時

■市民課 ☎6755

▽住民異動届の受け付け(転入・転出・転居など)

▽戸籍届の受け付け

▽各種証明書の交付(住民票・戸籍謄(抄)本・年金現況証明など)

▽印鑑登録、印鑑登録証明書の交付

▽国民年金の資格に関する手続き

▽マイナンバーカードの交付

※各種証明書の交付に限り、月・金曜日の午後6時まで窓口の時間延長を行っています。

■税務課 ☎6765

▽所得(課税)証明書・納税証明書の交付

▽原付きバイクなどの標識交付・返納の受け付け

▽国民健康保険課

☎6750 ☎6752

▽住民異動に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度の手続き

■こども子育て支援課

☎6716 ☎6717

▽児童手当の手続き

▽児童扶養手当の手続き

▽子ども医療費給付の手続き

▽ひとり親家庭等医療費給付の手続き

▽特別児童扶養手当の手続き

▽保育所などの入所手続き

■まちづくり支援課 ☎6726

▽ゴミ出しのルール説明

▽町内会への加入案内

▽犬の登録、転入、転出手続き

▽交通災害共済加入、脱退手続き

ご協力お願いします



※取り扱いきれない業務やマイナンバーが必要な業務があります。

※窓口では「なりすまし」などによる不正な請求を防止するために本人確認をしています。本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)をお持ちください。

※代理人が手続きを行う場合、委任状などの提出を求めることがあります。

※手続きの内容により、印鑑が必要な場合や、後日改めてお越しいただく場合があります。

詳しくはお問い合わせください。



あなたの街の

法律相談



～第42回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「解雇」についてです。
☎まちづくり支援課 ☎6777

Q) 会社から突然退職を迫られました。

A) 会社があなたを退職させたいと考えても、その方法は、あなたが退職に同意するか、会社が解雇するかのどちらかしかありません。しかし、法律では解雇が認められる条件は非常に厳しく、通常はまず認められません。従って、あなたが退職に同意しない限り、簡単に退職させることはできないのです。選択権はあなたが握っています。辞めたいのか辞めたくないのか、まずはあなたが決めることです。

Q) 辞めたくありませんが、会社は納得しなさそうです。

A) まずは「退職する意思はない」と明確に伝えてください。それでも会社がしつこく退職を迫るようなら、社会保険労務士や弁護士に相談しましょう。

Q) 怖かったので退職届を書いてしまいました。

A) すぐに「退職届を撤回する」との

文書を送りましょう。また、無理に書かされたのであれば、そのような退職届が有効かという問題も出てきます。ただ、いったん退職届を書いてしまうと、後で覆すのは難しく、絶対に書かないことです。

Q) 会社に嫌気が差したので、辞めることにします。

A) 有給休暇が残っている場合、退職日までに消化しましょう。退職日までの給料を払ってもらうことも当然のことです。また、会社を辞めると、会社の健康保険は使えなくなります。①任意継続の手続きをする、②国民健康保険に入る、③家族の健康保険の扶養に入る、のいずれかの手続きをしてください。そして、会社から源泉徴収票や離職票を受け取ってください。

Q) 失業保険を受けるための注意を教えてください。

A) 離職票を受け取ったら離職理由が、「事業主からの働きかけによるもの」(つまり会社都合)になっていることを確認してください。自己都合退職にされると、失業保険も受給期間が短縮されてしまいます。

(文責・弁護士 十枝内巨)

弁護士法人十枝内総合法律事務所

☎24005